

11日 第118回幹事会
同日 後藤リウ会員が府中駅等で犯人逮捕に係る情報を求めるビラの配布を行った。警察関係や職場から多数の協力者がかけつけた。

13日 松村代表幹事は第11回「基本計画策定・推進専門委員等会議」第11回「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」第11回「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」に出席した。高橋副代表幹事、後藤弁護士、白石弁護士が随行した。

同日 伊藤会員が大阪府警察学校専科教養部の巡査部長任用科の学生に「犯罪被害者を支える、警察機関へのお願い！」の講演をした。

15日 林代表幹事代行が近畿管区警察学校で「被害者家族の思い」をテーマに講演した。

16日 第118回関東集会

17日 内村幹事が千葉駅で犯人逮捕の情報を求めるビラの配布を行った。

2013年3月

1日 林代表幹事代行が近畿管区警察学校で「被害者家族の思い」をテーマに講演した。

3日 第137回関西集会

5日 坂口会員が「被害者の視点を取り入れた教育」の一貫として豊ヶ岡学園にて講演した。

14日 松村代表幹事が「日本犯罪学会」藤田真幸事務局長（慶應大学教授）と面談し百周年記念大会の説明を受けた。

16日 第119回関東集会

17日 第119回幹事会

26日 臨時関西集会を開催し改正少年法について今後の活動を話し合った。

幹事会、関東・関西集会 報告

幹事会報告 第115回（平成24年11月）～第119回（平成25年3月）

第115回 平成24年11月11日（日）

第12回大会のプログラム等の検討。「死刑制度」について議論する大会とし、会場との討論の時間も設けることになりました。被害者参加制度3年後見直しの意見交換会には、被害者団体の代表として高橋副代表幹事が委員として出席することになりました。あすの会作成の「経済補償制度（案）要綱」に向けての取り組み方を検討しました。

第116回 平成24年12月9日（日）

第12回大会の開催日時、場所等を最終決定しました。意見発表する被害者5人、弁護士5人も決定しました。来賓については衆議院総選挙後に改めて新法務大臣に依頼することにしました。死刑制度について活発に議論したいと考え、日弁連・被害者支援委員会、法務省、裁判所、アムネスティ等の死刑廃止の意見を持つ団体へ大会案内状を送付することにしました。経済補償制度（案）要綱の実現に向けてロビー活動を実施することにしました。

第117回 平成25年1月14日（土）

第12回大会について、来賓に谷垣法務大臣、漆原公明党国対委員長、杉本犯罪被害者支援弁護士フォーラム代表に依頼し了解されました。幹事の役

割分担を再確認しました。

第118回 平成25年2月11日（月）

総括、参加者アンケートによると第12回大会は好評だったことが伺えました。継続して死刑制度について考える会を各地で開催していくことにしました。新役員体制での活動目標は、①被害者参加制度3年後見直し、②生活保障型経済補償制度、③少年法改正、④死刑制度存置、⑤裁判員制度の量刑の5つとするにしました。

第119回 平成25年3月17日（日）

新たな経済補償制度創設に向けた取り組みである内閣府の検討会は、5月29日、7月、10月に開かれます。9月中旬に中間とりまとめ、その後パブリックコメントとなりますので弁護団の先生方の協力を得ながら意見を出していくことにしました。改正少年法見直しの答申はすでに出了ましたが、残念ながら被害者の意見は取り入れていないことから、今後も法務大臣、法務省に意見書を提出し働きかけていくことにしました。意見集約のため少年犯罪事件の会員にアンケートを送付することにしました。死刑制度存置活動については、各地で大会を開き議論をしていきたいと考えます。

関東集会報告 第116回（平成24年11月）～第119回（平成25年3月）

関東集会はこの間に4回の集会を開きました。主には、基本計画検討会での「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会提言」「犯罪被害者補償制度案要綱」についての話し合いがもたれました。それに関連して補償制度の原点を作った市瀬氏の運動を描いた「衝動殺人・息子よ」のビデオ鑑賞、あすの会で作成した「犯罪被害者補償制度案要綱（生活保障型）第2版」についての検討をいたしました。1月の第12回大会では、受付作

業や会場内での諸々の協力をいたしました。大会のテーマは「死刑制度」でしたが、今後とも継続して「死刑制度存置側」の意見を世間に訴えていくことが必要であるとの幹事会の意向が伝えられました。既に見直しが済んでしまいましたが、今回の改正少年法に関して、ほとんど被害者の意見が反映されなかつたので、継続して活動することも伝えられました。

その他、会員間で近況報告をするなど有意義な会を開くことができました。

関西集会報告 第133回（平成24年11月）～第137回（平成25年3月）

11月は、高橋弁護士が来阪され、あすの会が提案する「新しい経済補償制度案要綱」（生活保障型）の解説をしていただきました。隣接ビルで開催中の兵庫支援センター10周年記念大会では諸澤顧問が講演され聴講しました。

12月は「衝動殺人・息子よ」を皆で鑑賞しました。

1月は、来月より始まる被害者参加制度を利用する新会員の公判を支援傍聴することを決定しました。しかし、1ヶ月で15回も行われる過密日程に、被害者の負担の大きさは考慮されていないのではないかという疑問も出されました。

2月は、オレオレ詐欺の余剰金を利用する制度について話し合いました。被害者にはメリットがないものになっていることに「何のための制度設定か」とい

う疑義がでました。

3月は、4日に判決が出る新会員から公判体験談が報告されました。「被害者参加制度を利用でき本当に良かった」と。また支援傍聴を行った会員から「検察官・被害者と被疑者・弁護士の位置が左右逆になっていたのはどうして？」という質問に「奈良地裁は裁判長に向かって左側に犯人の通用口があり、私達のすぐ後ろを通る構造になっているので相談したら入れ替えてくれた」と報告されました。裁判所や検察庁が基本法の精神を尊重し、被害者へ気遣いをしてくれたことを皆で喜びました。左右が逆になっていることはおそらく新会員にとって疑問にはならなかったでしょうから、それだけでも支援傍聴は意義がありました。

犯罪被害者支援弁護士フォーラムからのお知らせ

書籍出版のご案内

ケーススタディー「被害者参加制度—被害者に寄り添った活動の実践のために—」

犯罪被害者支援弁護士フォーラム 編著 東京法令出版 定価3,465円（税込）

平成20年に始まった被害者参加制度がどのように被害者のために運用され、また、どのようなことが問題とされているかについて実例を踏まえた報告とQ&Aの解説書です。

犯罪被害者支援弁護士フォーラム シンポジウム 開催のお知らせ

日 時：平成25年8月24日（土）13:00～17:00

場 所：日比谷図書館 日比谷コンベンションホール（大ホール）

テーマ：「被害者参加制度で刑事裁判がどう変わったか」（仮題）

連絡先：高橋正人法律事務所 03-3561-6181

被害者が刑事裁判に参加できるようになって、どのように裁判が被害者のために運用されるようになったか、また、求刑がどのように変わったかなどについて、実際に参加した被害者の体験談を織り交ぜながら、会場の来場者も交えてパネルディスカッションします。